

(令和6年2月 特定事業者向けセミナー資料)

特定事業者排出量削減計画書制度

制度の概要について

京都府 総合政策環境部 脱炭素社会推進課

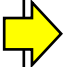



京都市 環境政策局 地球温暖化対策室

第四計画期間の とりまとめについて

京都府内における温室効果ガス排出状況

**第四計画期間における、特定事業者(244者)の
温室効果ガス総排出量は **352.7**万トンで、
基準年度総排出量 **383.6**万トンから、**8.0%**削減。**

※ 全ての部門において目標削減率（業務3%、産業2%、運輸1%）を上回る結果となっており、その主な要因として、新型コロナウイルス感染症の影響による減産や休業等によるエネルギー消費量の減少等が挙げられます。

部門	事業者数 (者)	温室効果ガス総排出量 (万トン-CO ₂)		基準年度排出量 からの増減割合 (%)
		基準年度(H29~R1)	実績値(R2~R4)	
計	244	383.6	 352.7	<u>△ 8.0</u>
業務部門	112	150.9	 141.5	△ 6.2
産業部門	107	201.1	 183.1	△ 9.0
運輸部門	25	31.6	 28.2	△ 10.9

京都市内における温室効果ガス排出状況

うち、市内の特定事業者(136者)の

温室効果ガス総排出量は **152.2**万トンで、

基準年度総排出量 **167.8**万トンから、**9.3%**削減。

※ 全ての部門において目標削減率（業務3%、産業2%、運輸1%）を上回る結果となっており、その主な要因として、新型コロナウイルス感染症の影響による減産や休業等によるエネルギー消費量の減少等が挙げられます。

部門	事業者数 (者)	温室効果ガス総排出量 (万トン-CO ₂)		基準年度排出量 からの増減割合 (%)
		基準年度(H29~R1)	実績値(R2~R4)	
計	136	167.8	➡ 152.2	<u>△ 9.3</u>
業務部門	83	103.7	➡ 96.7	△ 6.7
産業部門	32	44.5	➡ 38.3	△ 13.9
運輸部門	21	19.6	➡ 17.2	△ 12.3

主な削減要因

<部門共通>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業／閉店、生産数量／利用者の減少、減便／運休に伴うエネルギー使用量の減少
- ・ 高効率設備の導入（LED照明、空調等）

<業務部門>

- ・ 省エネ意識の向上による節電、テレワークの推進等

<産業部門>

- ・ 設備運用の継続的な改善、生産の効率化等
- ・ 太陽光発電設備等の再エネ設備の導入

<運輸部門>

- ・ 省エネ車両、次世代自動車の導入
- ・ アイドリングストップ等のエコドライブの実施

各事業者における総合評価の結果について

京都府 第四計画期間の実績評価

部門	事業者数	S	A	B	C	D
業務部門	107	17	51	18	21	0
産業部門	112	22	44	19	27	0
運輸部門	25	4	18	1	2	0
計	244	43	113	38	50	0

詳しくはこちら
([京都府HP](#))



京都市 第四計画期間の実績評価

部門	事業者数	S	A	B	C	D
業務部門	83	21	37	18	7	0
産業部門	32	2	20	2	8	0
運輸部門	21	4	14	0	3	0
計	136	27	71	20	18	0

詳しくはこちら
([京都市HP](#))



第五計画期間の 計画書の取りまとめ速報

(京都市) 第五計画期間の計画書のとりまとめ速報①

部門	事業者数 (者)	温室効果ガス総排出量 (万トン-CO ₂)		基準年度排出量 からの増減割合 (%)
		基準年度(R2~R4)	計画値(R5~R7)	
計	137	146.3	→ 126.7	<u>△ 13.4</u>
業務部門	84	93.6	→ 87.3	△ 6.8
産業部門	32	36.2	→ 24.6	△ 32.0
運輸部門	21	16.5	→ 14.8	△ 10.1

部門	事業者数	S	A	B	C	D
業務部門	84	11	33	31	9	0
産業部門	32	10	14	6	2	0
運輸部門	21	2	14	3	2	0
計	137	23	61	40	13	0

(京都市) 第五計画期間の計画書のとりまとめ速報②

No.	重点対策	実施済み (実施予定)	実施事例
1	サプライチェーン排出量算定	12者 (37者)	Scope3算定、削減計画の策定
2	気候変動イニシアチブへの参画	41者 (56者)	TCFD:27者、SBT:11者、RE100等:14者
3	サステナブルファイナンスの実施	22者 (26者)	資金調達:18者、融資の実施等:4者
4	ユーザー／サプライヤーと連携した 廃棄物の減量・リサイクルの実施	24者 (58者)	トレイ回収、包装材減量、契約書電子化、再生可能容器利用、災害備蓄の寄贈 など
5	自家消費型再エネの活用に向けた蓄電池・EMSの導入	6者 (31者)	6者とも「太陽光パネル＋蓄電池」
6	再エネ需給バランス調整への寄与	32者 (41者)	調整力契約、需要抑制特約 など
7	自動車由来の温室効果ガス排出削減	10者 (28者)	2030年EV100%宣言、 2023年時点でEV導入比率20%達成 など
8	効率性の高い建築物の導入	1者 (13者)	ZEB Orientedの達成

(おさらい)
**第五計画期間以降の
排出量削減制度について**

第五計画期間以降の事業者排出量削減制度

- ◇ 目標削減率
- ◇ 排出量の算定方法
- ◇ 温室効果ガス排出削減取組の評価方法
- ◇ 重点対策項目
- ◇ 評価基準



次ページから詳しく説明していきます。

目標削減率

◇ 目標削減率とは

計画期間における温室効果ガス排出量の削減に関する目標となる削減率

	評価の基準となる目標削減率	
	現行	変更後
運輸部門	3年間の年平均 1%	2%
産業部門	3年間の年平均 2%	4%
業務部門	3年間の年平均 3%	6%

※部門別の削減状況を考慮して
目標削減率を設定しています。

排出量の算定方法

◇ 排出量の算定

$$\text{排出量} = \text{エネルギー使用量} \times \text{排出係数}$$

評価の対象となる排出量の算定の際、調整後排出係数を使用

第四計画期間まで
基礎排出係数

⇒

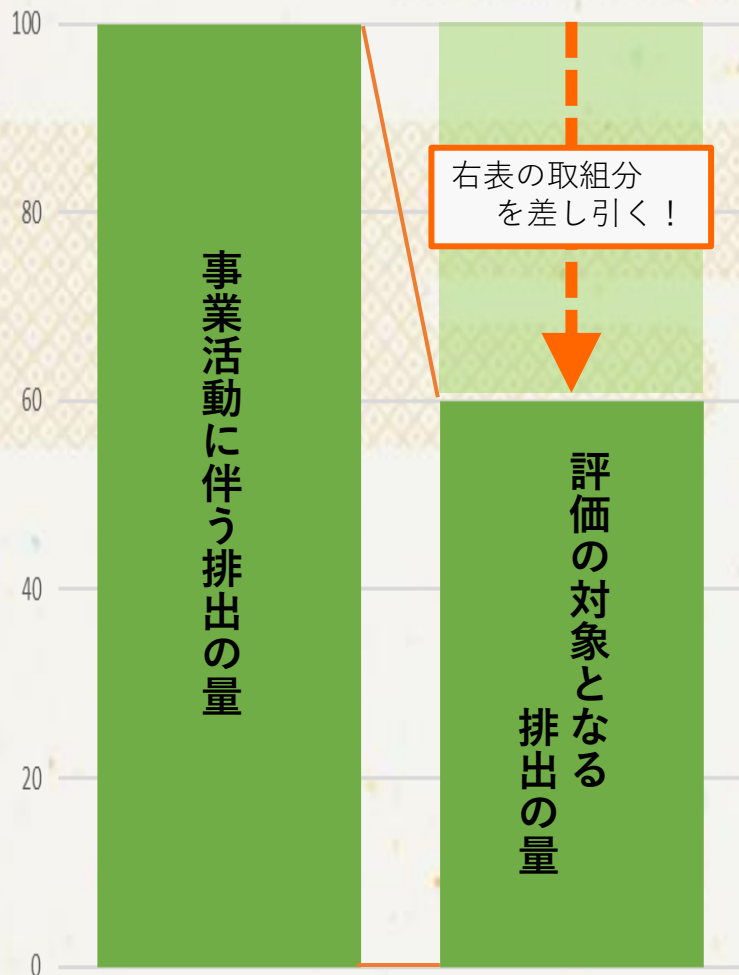
第五計画期間以降は
調整後排出係数

※これにより、環境負荷の少ない電力を使用した際に、間接的に減少するCO₂発生量についても、評価に加えられることとなります。

◇ 基準年度排出量の算定

上記の変更に伴い、各事業者の温室効果ガス排出削減努力の基準(基準年度排出量)の算定についても「調整後排出係数(残差)」を使用し計算する。

温室効果ガス排出削減取組の評価方法



温室効果ガス排出削減取組		内容
A	森林の保全及び整備によるもの	市制度においても府域の取組を評価
B	地域産木材の利用によるもの	(変更なし) 木材輸送に係る排出量低減分の計上可
C	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	1.5倍ルール廃止
D	グリーン電力証書等	<ul style="list-style-type: none"> 1.5倍ルール廃止 評価上限を廃止 非化石証書も評価
E	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収分の購入によるもの(クレジット等)	評価上限を廃止
F	超過削減量	(変更なし) 前計画期間の目標削減量を超えた分の差し引き可

重点対策項目

◇ 必須項目（対策1～34）⇒ 全て廃止
（同様の項目を省エネ法において管理しているため）

◇ 選択項目（対策a～n）⇒ 以下のとおり項目を見直し

より先進的な
取組内容へ！

新制度における重点対策項目

1. サプライチェーン排出量算定の実施

2. 気候変動イニシアティブへの参画

3. サステナブルファイナンスの実施

4. ユーザー／サプライヤーと連携した
廃棄物の減量化・リサイクルの推進

5. 自家消費型再エネの活用に向けた
蓄電池・EMSの導入

6. 再エネ需給バランス調整への寄与

7. 自動車由来の温室効果ガス排出削減に
係る取組の実施

8. 効率性の高い建築物の導入

評価基準

STEP
1

- ① 計画を実行するための推進体制が整備されている
- ② エネルギーの使用を種別、排出区分別に把握し管理している
- ③ 温室効果ガスの排出量の削減目標の検討・設定
- ④ 原単位の改善目標の検討・設定
- ⑤ 削減対策について検討

すべて実施

STEP
2

削減率(実績)が 目標削減率※を達成

※目標削減率

業務部門：3年間平均 6%

産業部門：3年間平均 4%

運輸部門：3年間平均 2%

達成

未達成

STEP
3

評価基準

- ①削減率：目標削減率の1.5倍以上
- ②原単位改善率：年率2%以上
- ③重点対策実施率：25%(2項目)以上

○ すべて該当

S 評価

× 非該当あり

A 評価

評価基準

- ①削減率：目標削減率の1/2以上
- ②原単位改善率：年率2%以上
- ③重点対策実施率：25%(2項目)以上

○ いずれか
該当あり

B 評価

× 該当なし

C 評価

× 未実施あり

D 評価

第五計画期間に向けた今後のスケジュール

2024年度7月に第五計画期間の報告書提出となります。

⇒ 新制度運用開始に向けて準備をお願いします。

年度	2011～2013	2014～2016	2017～2019	2020～2022	2023	2024	2025
第一計画期間	→						
第二計画期間		→					
第三計画期間			→				
第四計画期間				→		報	
第五計画期間						2024年7月 報告書提出 第5計画期間 第1年度	

提出物の一覧

	京都府内特定事業者	京都市内特定事業者
府へ提出	<ul style="list-style-type: none">事業者排出量削減 報告書冷媒用代替フロン使用状況等報告書 (バス・タクシーを除く特定事業者)再エネ導入等状況報告書	<ul style="list-style-type: none">冷媒用代替フロン使用状況等報告書 (バス・タクシーを除く特定事業者)再エネ導入等状況報告書
市へ提出	<ul style="list-style-type: none">提出物なし	<ul style="list-style-type: none">事業者排出量削減 報告書

事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと

「2050年ゼロ」に向けては
事業者の皆様の取組が非常に重要！

京都府市地球温暖化対策計画での必要な取組水準

省エネの加速

エネルギー消費量 18%以上削減
(2018年度比)

※京都市の例



再エネの拡大

消費電力に占める再エネ比率
35%以上に拡大 (現状15%)

※京都府・京都市同じ